

第 3 3 回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日 時	平成 2 7 年 1 1 月 5 日(月) 午前 1 0 時 0 0 分～1 2 時 1 0 分
場 所	市役所 2 階 市議会委員会室
議 題	1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定） 2) 都市計画提案に係る意見聴取について
出席委員 (敬称略)	林会長、高橋委員、柳澤委員、五十嵐委員、田中委員（石川委員代理）、 石井伸行委員、遠藤委員、石井めぐみ委員、小口委員、高原委員、 中館委員、高田委員
事務局等	佐藤市長、佐々木都市整備部長、関都市計画課長、中村法務担当課長、 吉田都市計画係長、土田、秋山
傍 聴 者	7 名
議 題	議 案 「付議案件」 1. 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定） 「意見聴取案件」 2. 都市計画提案に係る意見聴取について
要点記録	報告事項 1. 「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」につい て 議案 1 について、原案のとおり可決された。 議案 2 について、意見聴取が実施された。
<p>国立市都市計画審議会運営規則第 1 3 条第 2 項の規定により、ここに署名いたします。</p> <p>平成 2 7 年 1 1 月 5 日</p> <p>議 長</p>	
<p>指名委員</p>	

第33回 国立市都市計画審議会

林会長 : おはようございます。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から第33回国立市都市計画審議会を「開会」いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして、付議案件「国立都市計画生産緑地地区の変更について」市長より付議された議案と、意見聴取案件「都市計画提案に係る意見聴取について」、以上の2件について本日はご審議をいただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

また、そのほかとしまして、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」について事務局より報告があります。

ご審議の前に、新任委員としてまだ紹介をしていない委員がいらっしゃいますので、事務局より紹介をいただき、その後にご挨拶をいただきたくお願いいたします。

関都市計画課長 : 初めに、平成27年5月19日付で、市議会から選出されました遠藤委員、石井めぐみ委員、高原委員でございます。

続きまして、平成27年5月24日付で学識経験者のうち、国立市商工会会長としてお願いいたしておりました、内山委員に替わりまして、五十嵐委員でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

林会長 : 遠藤委員、一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

遠藤委員 : 皆様、おはようございます。新人議員でございますので、いろいろと不慣れなところがございますが、皆さんと意見闘達させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

林会長 : どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、石井めぐみ委員、一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

石井(め)委員 : 皆様、おはようございます。石井めぐみでございます。都市計画というのは、今までの歴史を振り返りましても、国立にとってとても大切なことだと思いますので、一生懸命審査させていただきたいと思います。これからよろしくお願いいたします。

林会長 : どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、高原委員、一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

高原委員 : おはようございます。このたび都市計画委員として選任をさせていただきました高原でございます。この間なかなか都市計画審議会には籍を置いたことが長い期間なかったものですから、皆さんと一緒に国立のまちづくりを一生懸命考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

林会長 : ありがとうございます。

続きまして、五十嵐委員、一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

五十嵐委員： おはようございます。このたび、ご紹介いただきましたように、国立の商工会会長として就任いたしました五十嵐です。国立はやはり長く大学のまちとしてまちづくりが行われてまいりました。そういった観点からも十分留意をいたしましてご意見を述べさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

林会長： どうもありがとうございました。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、定足数の確認を行います。

小澤委員より都合により欠席の旨連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員数は、12名であります。したがって、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

本審議会におきまして限られた時間の中で十分にご審議いただきたいと存じますので、議事進行等につきまして御協力をお願い申し上げます。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第33回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては高原委員を指名いたします。

それではここで、市長からご挨拶をいただきます。

佐藤市長： おはようございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日もご出席賜りありがとうございます。本日の議題といたしましては、お手元に配付された2件でございます。都市計画の変更の手続を行うものと、2点目につきましてはご意見を頂戴するものであります。特に2点目の「(仮称)国立市都市計画西二丁目地区計画」につきましては、住民の方々から提案されましたその提案に対する国立市の判断に対して、審議会の委員会の皆様方のご意見を頂戴するものであります。今回このご意見をいただいた後、市の判断を正式に提案者の方々に通知をさせていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上議案の他に「その他」といたしまして、「東京における都市計画道路整備方針」についてご報告させていただきます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

林会長： ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いします。

関都市計画課長： おはようございます。説明の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に配付しました資料でございますが、「国立都市計画の変更についての付議書の写し」、右上に都市計画審議会第1号議案とある「国立都市計画生産緑地地区の変更について(国立市決定)」の議案書。次に、右上に都市計画審議会第2号議案とある「都市計画提案に係る意見聴取について」の議案書。国立市都市計画審議会資料No.1の「国立都市計画生産緑地地区の変更について(国立市決定)」、ホチキス止めのもの。次に、国立市都市計画審議会資料No.2の「都市計画提案に係る意見聴取について」、ホチキス止めのもの。次に、右上に国立市都市計画審議会参考資料と書かれている「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」についてが1枚と、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の中間のまとめ<概要版>」、ホチキス止めのもの

が1枚となります。

不足の資料はございませんでしょうか。

よろしければ、第1号議案「国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）」を説明いたします。都市計画審議会資料No.1をご覧いただきたいと思います。まず表題に「国立市決定」とございますが、これは都市計画の決定権者が国立市と定められているため、明記されているものでございます。

1ページをお開き願います。変更の内容でございますが、第1種類及び面積では、変更後の生産緑地地区の全体の面積といたしまして、約46.66ヘクタールになることを示しております。

第2として、削除のみを行う位置及び区域でございます。左から順に番号、地区名、位置、削除面積、そして、備考として削除されるのが部分なのか全部なのかを示しております。番号17、富士見台一丁目地内でその全部約580平方メートル、番号22、谷保字東之原地内でその一部約1,760平方メートル、番号76、谷保字梅林地内でその一部約330平方メートル、番号103、谷保字下モノ下地内でその一部約1,720平方メートル、番号104、谷保字下モノ下地内でその一部約230平方メートル、番号143、泉三丁目地内でその一部約80平方メートル、番号146、富士見台二丁目地内でその全部約1,070平方メートル、番号163、泉五丁目地内でその全部約1,550平方メートルの8件で、削除の合計面積は約7,320平方メートルでございます。理由でございますが、番号22は道路の公共施設等の用地として使用されるため、番号17、76、103、104、143、146、163は、買い取り申し出に伴う行為制限の解除により宅地等に転用されるためでございます。

次に、第3、追加のみを行う位置及び区域でございます。左から番号、地区名、位置、追加面積、そして備考には、既に周辺が生産緑地地区として存在する箇所に追記される一部追加なのか、周辺に生産緑地地区のない箇所に新規で追加される全部追加なのかを示しております。新設番号167、泉二丁目地内に約110平方メートルの1件で、合計の面積約110平方メートルを追加するものでございます。理由でございますが、番号167は、生産緑地地区の追加申請に基づき、「市街化区域内において適正に管理されている農地等を計画的かつ永続的に保全することを目的に指定する」ためでございます。なお、追加につきましては、国立市生産緑地地区指定基準に基づきまして、今年度も農業委員会のご協力をいただきながら、追加申請について市報7月5日号に掲載しまして、7月22日から8月4日までの2週間受け付けを行い、申請のあったものでございます。その後、農業委員会において8月20日に現地調査が行われまして、申請地を確認したところでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表でございます。ここでは、変更前の面積、位置、変更内訳として削除及び追加する面積、変更後の面積を一覧表に示してございます。番号17、22、76、103、104、143、146、163は削除8件、新設番号167は追加1件。また、番号22、76は、一部削除したことにより区域が分断されるため、新たに番号168、169を設けております。番号146については、地区の全部を削除するため欠番となります。番号166は、下新田地区区画整理事

業による換地処分による精査を示しております。

なお、それぞれの面積は地区の番号順に示しており、その計は、中段になりますが、変更前の面積約6万9,440平方メートル、削除面積約7,320平方メートル、追加面積約110平方メートルで、変更後は約6万2,230平方メートルになるものでございます。ここに変更のない地区137件、約40万4,400平方メートルを加算いたしますと、全体の変更後の生産緑地地区は147件、面積約46万6,630平方メートルになるものでございます。また、摘要欄の一番下にみなしという表現がございますが、これにつきましては、旧生産緑地法の指定に基づきます生産緑地の面積を示しておるものでございます。今回、番号143の約80平方メートルが削除されるため、この部分が減って、みなし計8万9,340平方メートルになったものでございます。

その下の変更概要ですが、国立市都市計画生産緑地地区の変更事項として、ただいま説明しました区域の変更と面積の変更があることを示しております。件数は1件増え、146件から147件に変わり、面積が約47.38ヘクタールから約46.66ヘクタールに約0.72ヘクタール減ったこととなります。

次に、3、4ページをお開きください。総括図でございます。市内全域におけます生産緑地地区を番号とともに示しております。右下の凡例にありますように、既指定区域は白抜きの線で囲って示しております。今回削除を行う区域は黒く塗り潰して表示してある部分の8地区でございます。今回追加を行う区域は、斜線の上に色塗りした部分の1地区でございます。位置の詳細につきましては、次からの計画図で説明いたします。

次の5、6ページをお開きください。図面中央部、府中市市境の泉二丁目地内でピンク色の部分の面積約110平方メートルを新設番号167で追加するものでございます。

次に、7、8ページをごらんください。図面上部左側の既設番号143の一部は、国立都市計画道路3・3・15号線の西側に位置する泉三丁目地内で、黒塗り部分の面積約80平方メートルを削除するものでございます。

次に、図面下部右側の既設番号163の一部は、ヤクルト研究所の東側に位置する泉五丁目地内で、黒塗り部分の面積約1,550平方メートルを削除するものでございます。

次に、9、10ページをお開きください。図面中央左側の既設番号76の一部は、国立都市計画道路3・4・1号線の南側に位置する谷保字梅林地内で、黒塗り部分の面積約330平方メートルを削除するものでございます。図面中央左側の既設番号104の一部は、国立府中インター北側に位置する谷保字下モノ下地内で、黒塗り部分の面積約230平方メートルを削除するものでございます。次に、その西側の既設番号103の一部は、黒塗り部分の面積約1,720平方メートルを削除するものでございます。次に、図面上部右側の既設番号22の一部は、JR南武線南側に位置する谷保字東之原地内で、黒塗り部分の面積約1,760平方メートルを削除するものでございます。なお、この面積約1,760平方メートルにつきましては、国立都市計画道路3・3・2号線の道路築造による公共施設等の設置として生産緑地から削除するものであります。

次に、11、12ページをお開きください。図面上部左側、既設番号146は、なかよし保育園の東側に位置する富士見台二丁目地内で、黒塗り部分の面積約1,070平方メートルを削除するものでございます。図面中部右側、既設番号17は、国立第七小学校の

北側に位置する富士見台一丁目地内で、黒塗り部分の面積約580平方メートルを削除するものでございます。

資料の説明は以上ですが、最後に手続の関係を説明いたします。本年8月下旬に東京都と事務打ち合わせを行いまして、9月10日に都市計画法に基づきます協議書を提出し、都知事から協議結果通知書をいただいております。その後、市報10月5日号で都市計画の案の縦覧をご案内いたしました。都市計画の案の公告及び縦覧を10月6日から10月20日までの2週間行いました。その結果でございますが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。なお、本日の本審議会の議決をいただいた後に、都市計画変更の告示を行うことを予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

林会長： ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。初めに、質疑を承ります。

ございませんか。なければ、質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら、伺います。

石井伸之委員。

石井（伸）委員： 本案には賛成をしていきます。ただ、徐々に生産緑地が減ってしまうということはやはり非常に悲しいことでありまして、旧来ある南部地域の昔から続いている農村風景がなくなってしまうというのはやはり非常に悲しいことでございます。ぜひとも佐藤市長におかれましては、この農地が少しでも残る方法、佐藤市長におかれましては、現在、後継者の方々と大変熱心な話し合い等も行っていたいただき、そういった形で非常に努力をされているということは高く私としては評価をしているところです。ぜひこの後継者との話し合いを継続していただく中で、少しでも農地が残る仕組み、そちらをつくっていただくようお願いいたします。特に世田谷区のほうで農業委員会の中で視察してきました、農地公園という形での農地の残し方、いろいろな形での農地を残す方法がございますので、他の地域をいろいろと見ていく中で、ぜひ農地を少しでも残すための方策づくり、こちらをお願いいたしまして賛成といたします。

林会長： ほかにございませんか。

柳澤委員。

柳澤委員： 石井委員の関係で、生産緑地、これからもいろいろ追加申請とか何か農業委員会としても受けていきたいと思うんですが、私どもが2年前に市のほうに提案しました、私どもはいわゆるUターン農地ということと呼んでいるものなんですけれども、それを私どもこれから再度建議を検討していますので、国立市としてもぜひ認めていただきたい。農地変更をされたところで既に駐車場とかマンションとかというふうな形でやった後、ここ何年かしてそれを取り壊して再度農地にして、今、農業を営んでいる人がいますので、そういったところをぜひ追加、国交省の見解としてもそういうものを認めていってもいいんじゃないかということでありまして、東京都のほうでも認めていきたいと思いますという方向性に向かっています。それで、もう既に三鷹市、それから、来年度から国分寺でもUターン農地を認めていくという形になっていますので、ぜひ国立市でも、再建議しますので、生産緑地として認めていく方向で政策を進めてもらいたいと思います。

林会長： 市長。

佐藤市長： 今、石井伸之委員と柳澤委員からおっしゃられましたのは、そのとおりだと思います。1つ難しいのは、今、柳澤委員が言われたUターン農地の件で、これも合法、非合法、あるいは革新的な部分の話がありまして、今、東京都ともかなり詰めさせていただいております。

私ども、農業後継者の比較的若い50歳未満の方々に、私が希望するのは、3代、つまり、孫の代まで農家を続けたいと思う人をこの指とまれということで、今、十二、三人の方と毎月1回、2時間ないしは3時間ぐらいの時間をかけて、私、市長公室のほうで夜、勉強会をさせていただいております。今特に大きな話題になっておりますのが、農業特区をどうにか申請できないかということをやっております。

農業特区というのは、いわゆる生産農地を放棄せざるを得ない、つまり、生産労働者としての機能が低下されてきた高齢者が所有する農地を、農業を生業とする人たちが借りることができないのかということ、今の農地法とかいろいろなことでいきますとそれができないということになっております。その風穴をぜひあけることができないかというふうなことを東京都と交渉させていただき、その勉強会の中では、来年4回から6回の講座を組んで、ぜひ風穴をあけるための努力を行いたいということで、生産農地が少しでも減らないようなことをさせていただきたい。つまり、放置農地を、農業を生業とする生産意欲のある人が有償、無償あるいは物納で借りることができないかということ、一生懸命努力をさせていただいています。先ほど石井伸之委員が発言されました農地公園も含めて、これから国立のありようを勉強させていただくと。

それから、もう1点は、谷保の原風景をどうやって守っていくかというふうなことで、谷保の原風景保全基金をこれから新年度の議会のほうにまた提案をさせていただいて、保全地域、いわゆる生業農地を今後都市機能の農地として、水、緑、空間地を、今までのいわゆる生業生産農地としてのありようから、これからは潤いとか防災とか、あるいははたまた新たな都市機能空間として採用させていただきたい。そのための基金設定を提案させていただきたいと思っておりますので、皆様方も今のようなご審議、ご建議を賜れば、私どももぜひ積極的に対応させていただきたい。

特に柳澤委員が発言されました、2度目の建議を出されるということがあれば、喜んで私どもも受けさせていただいて、また農業委員の皆様方と、行政と、あるいは東京都と、それから、これは先進市も、今、三鷹市の例が出ましたが、三鷹市も必ずしも合法的にやっているとは言いかねる部分もあるようでございますので、その辺がなぜ今なし得られるのかというふうなことも勉強としてさせていただきたいと思っておりますので、積極的なご建議を賜ればありがたいと思っております。以上でございます。

林会長： 五十嵐委員。

五十嵐委員： 今、市長がおっしゃったことに賛成いたします。ということは、私、商工会会長は出戻りなんですけれども、前期やらせていただいたときも、都市農業のあり方というのを、耕作の価値観から景観・環境を守っていくためのインセンティブを特に都市農業、これは戦後荒廃の時代から立ち直ってくるために都市に人口が7割集中したんです。全国から東京、大阪、名古屋。都市に人口が集中することによって、都市における農業者は経済に翻

弄されてきた。そして、水田が宅地になっていく。どんどんそういう形で進化して開発されていく中で、都市農業が一般的に農業としての法的根拠のもとに進められてきたところに問題があるということをおは議員の人たちにも指摘をしてきました。

そういった意味では、特に都市における翻弄されてきた農家の方たちを、救済という意味ではなくて、市民のニーズがどこにあるのか。団塊の世代がこれだけふえてきたとき、ここはふるさとと、ふるさとの認識をするためには、今、市長がおっしゃった施策をぜひ進めていただきたい。もうちょっと要約して言いますと、私は、農業が農地から環境・景観を守っていくインセンティブをもっとしっかりと市が定めて、国立は大変広聴広報能力があるまちですよ。スピーカーとして全国に知らしめていただきたいと思って、市長の意見に大賛成いたします。

林会長： 石井めぐみ委員。

石井（め）委員： 私も賛成の立場で少しだけ発言させていただきます。これは農地の問題ということだけではなく、宅地のほうの問題にも絡んでくると思っています。現在、農地と農地の間に小さな宅地ができてしまうような状況が起こっています。大変購入しやすい価格で売り出されているんですが、若い方たちがそこを買ってしまって、その後、とても不便だということで手放されていくような状況になってしまいますと、小さなゴーストタウンが南部のところにぽつぽつとできてしまうようなことになりかねないと思っています。こういうことを防ぐことから、これはもう生産緑地ということだけではなく、やっぱり都市計画の1つとしてきちんと考えていただきたいということと、あとは、以前市長がおっしゃっていた農地の効率化、農業の効率化、集約ということも含めて効率化に向かっていけるようなことをやはり考えていただきたいなとは思っています。

林会長： 小口委員。

小口委員： 本案に賛成をいたします。このいただいている資料、今、説明もあった中では、3ページ、4ページのこの大きな総括図ですけれども、これを見てもわかりますように、この国立市の中で生産緑地、ほとんど主にはいわゆる南部地域と呼ばれている地域に集中しております。ここで国立としてはこの生産緑地を残していきたいという方向性、方針で取り組まれている、このように思うわけですけれども、そのために主として何ができるのかということからするならば、先ほど佐藤市長がおっしゃったような、生産者の皆さん、特に若手を中心にして、今後の農業のあり方、市として何ができるか、ここを農業者の皆さんとともに考えていく、このことは非常に大事なことで、それは大きく推進をしていただきたいと思うわけであります。

また、市としてこの生産緑地を増やしていきたいということであるならば、農業委員会のほうから今、柳澤委員のほうからご紹介のあった提案、Uターン農地という、そういう提案、これを何としても法律の中で、あるいは必要があれば法律を変えていくような情熱で取り組みをしていただきたいと思いますと思うわけであります。そのようにして、この国立市の本当に大切にしていかなければならない生産緑地を少しでもいいし増やしていくことをぜひ取り組みをしていただきたいと思うわけであります。

またもう1つ意見を申し上げますと、やはり生産者がいて、消費者がいるということからするならば、よく言われる地産地消という言葉もありますけれども、全体の中で農業生産

として消費をしていくというこの仕組みが一連の中で成り立っていくような、消費者にもしっかりと目を向けた、国立市民全体でこうした生産緑地が維持できるような、あるいは農業が維持していけるような、今後とも伝わっていくようなそういう仕組みづくりを、ぜひその辺にも着目をして進めていただきたい、このように考えております。賛成をいたします。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : 今回の提案、変更についてはやむを得ないのかなと思います。ただ、私、今皆さんの議論聞いておまして、やはり国立市としての農業政策が、市のほうは今、農あるまちづくりということで都市農業を今後どう発展させていくのか、しかも農業が抱える問題というのは、単に土地だけの問題じゃなくて、後継者の問題、それから、税制の問題が非常に大きなかわりを持っているわけです。

以前、政府は、農地に対しても宅地並み課税で土地を吐き出させるというふうな方針をとったことがあるんです。ですから、そうなっていくと、結局は農地を維持できなくて、国立からいわゆる農地がなくなっていくという、こういう状況にあります。やはりその点は、先ほど農業委員会のほうからの建議も考えが示されましたけれども、ぜひ国立の中でどう農地を守り、しかも都市機能としての農地の役割を十分に、農あるまちづくりということ掲げているわけですから、そういう意味では十分にそれを生かしてですね。

しかも地産地消という点では、学校における給食での食材の活用とかいうことも既に始まっているわけですから、そういうものをやっぱりもっと広げる形でね。しかも国立の特産物ということで、やっぱりこれは今、ブランドとして国立の特産物は何かということよく開発というか研究というか、そういうことも始まっているようですので、そういう市政が掲げている政策を本当に農家の人たちははじめとして国立市民全体の共有の認識にさせていただくということも含めて、農地をしっかり守る、そして、国立でいわゆる農あるまちづくりという掲げられた方針の具体策をぜひ進めてもらいたいということは強く要望しておきたいと思います。

林会長 : 遠藤委員。

遠藤委員 : 私も賛成の立場で意見させていただきます。やはり見えて、ヤクルト研究所の横、あと、インターチェンジの脇、このあたりはかなりまとまってある農地のところの一部が、要は、地権者が違う方がいろいろな事情により売られて、農地が少しずつ減っていくということは、やはり先ほど石井めぐみ委員も言われていましたが、言葉がいいか悪いかわかりませんが、乱開発ということで都市計画がない形で進んでいるということを感じざるを得ないということを思います。ちょっと言葉が厳しくなってしまうんですが。

ですので、そのあたりやはりまちとしてしっかりと集約するなら集約する、では、この農地は守らなければいけないというような強い意思で動いていかないと、これは今後また続くと思います。もう農家の方で、今後先、代がわりして、当然、相続税がついて回りますので、そのときにどうするかというのは、これはもう売るしかないんです。売って捻出するしかないということが出てきます。そのときにまちが緑を守りたいと呪文のように唱えても、これは守れるものではありませんので、しっかりと制度をつくるのか、もしくは諦めるのか、どちらかを選択をしなければいけないと思います。

今あるものを残していくという方法は当然いいことだと思いますし、私も緑ある風景を望んだところではありますけれども、そういった事情を持つ農家の方も大勢いるということをお客様もおわかりいただいて、もしもそう言うのであれば、やはりその方たちをしっかりフォローする、バックアップするというようなことをしていかないと、今のままでは物は残らないということは認識しておかなければいけないなと思っております。一応意見としてさせていただきます。以上です。

林会長 : 柳澤委員。

柳澤委員 : 今に関してなんですけれども、6月に国交省のほうから、これ、新聞記事が非常に小さい記事で取り扱ったんですけれども、今後3大都市圏においては小規模住宅開発を差し控えるようにという通達が国交省から出ているんです。東京都の農業会議においてもその件に関しては非常に注目してしまっていて、今後、相続時に生産緑地を解除して相続税を払うに売りに売れない事態が今後何年後かに出てくるのではないかと、そこも心配してるんです。ですから、今、東京都農業会議では、相続時に以前のように農地の宅地並み評価じゃなくて、違った形の納税評価といいますかね、路線価評価をやめていただきたいという、そういう要望も今出ているんです。そういうことです。

国立市でいえば、今出ました、今、集団化された農地が何カ所かあります。一小の周り、それから、ヤクルトの前、それから、インターの水田地帯の集団化した農地ですね。きょう出てきた生産緑地解除のところは、ある程度もう周りにうちが建っているよとか、そういう場所が多いんですけれども、今年からだと思えるんですけれども、その集団化された農地を手放さざるを得ないという相続がどんどん出てきます。もうおやじさんの年齢が90歳を超えているところはいっぱいありますから、今度、多分今年、来年と、今、集団化している農地が残っているところがどんどん生産緑地解除の申請が出てくると思いますので、そういったことも踏まえて市政のほうは考えてほしいと思います。

林会長 : 市長。

佐藤市長 : 今のお話、特に最近、我々が勉強している農業の人たちの中からはこういう声が出ています。例えばこれは柳澤委員が農業委員という代表であるならばぜひご検討いただきたいと思いますが、農業委員会のほうに、例えば死亡により相続が発生したときに、その農地をどうするかというような事前情報があれば、その事前情報をどう活用するかということが非常に大事なことになって、今、それ、我々勉強しております。そこには個人情報の問題もいろいろ絡んでくるわけですからいろいろなしがらみがあるんですけれども、今回問い合わせいただいたのは2件ほどありました。

具体的に言いますと、ある地区で農地を売りに出されました。売りに出した農地を、農業をこれからも生業としてやっていこうという意思表示をされた方のところに、「こういうところにこういう農地が売りに出ています。お名前は申し上げられませんが、金額もわかりませんが、もし希望があれば調べさせていただくことも、相手の合意を得て可能です」というふうなことを言いながら、まだ文書化はしていないんですが、口頭により産業振興課の職員と、それから、その勉強している人たちがともに情報を共有しながら、相手方、つまり、放出を考えている人たちの合意を得ながらやっております。

確かにこのとき難しいのは、価格が、売る人の価格、この価格と、それから、買う人の

価格、これは当然のことなのですが、農業を営もうとしている方はより安く、売りたい人は相続税を支払うということにより高くというふうなこともあって、この乖離はなかなか難しい。その乖離を埋める方法をどうするかということも今勉強しておるんですが、これはまだ言えませんけれども、金融機関あるいは第三者を別に入れた組織構成をしなければいけないのかということも含めて勉強しているんですが、柳澤委員といたしましてもぜひ今度は農業委員会として、そういうことも含めてご建議を賜れば非常にありがたいのかなというふうに思います。

林会長： それでは、本議案の意見は以上でよろしいでしょうか。

それでは、採決に行きたいと思います。お諮りいたします。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、本案を原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長： 異議なしと認め、本案は原案のとおり、決することにいたします。

それでは次に、(仮称)国立都市計画西二丁目地区地区計画の提案が住民から出されまして、その提案に対する国立市の判断についてです。

これは、計画提案を踏まえた都市計画の決定をする必要がないと市が判断したものです。都市計画の提案制度では、このように都市計画の提案を受けて、都市計画の決定や変更する場合がありますし、決定や変更はしないと判断する場合があります。決定や変更しないと判断した場合にも都市計画審議会の意見を聴くこととなっていますので、事務局から説明を受けた後、国立市の判断についてのご意見を伺う形で進めたいと思います。

この案件についてここで採決して決定するものではございませんが、これについて皆さんのご意見を色々伺いたいということです。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

関都市計画課長： それでは、第2号議案「都市計画提案に係る意見聴取について」について説明いたします。都市計画審議会資料No.2をご覧くださいと思います。

まず初めに、都市計画提案制度の概要についてご説明いたします。都市計画提案制度は、平成14年都市計画法改正により創設され、都市計画法第21条の2に規定されているもので、一定規模以上の一団の土地の区域について、土地所有者等が地方公共団体に対し、都市計画の決定または変更することを提案することができるという制度でございます。提案の要件は3つございます。1点目は面積0.5ヘクタール以上の一団の土地の区域。2点目は都市計画に関する法令上の基準に適合していること。3点目は土地所有者等の3分の2以上の同意でございます。

都市計画法には、市は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画の決定または変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定または変更する必要があると認めるときは、その案を作成し、都市計画審議会に付議しなければなりません。また反対に、計画提案を踏まえた都市計画の決定または変更する必要がないと判断したときは、遅滞なくその旨及びその理由を当該計画提案をした者に通知しなければならないと規定されています。その通知をする前に、都市計画審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出して意見を聞かなければならないと規定されております。

本案件は、平成27年2月17日に都市計画提案制度の要件が満たされていることが確

認できましたので、受理をさせていただいたところでございます。

それでは、今回の都市計画提案の内容等についてご説明いたします。資料といたしましては、表紙に「(仮称) 国立都市計画西二丁目地区地区計画(素案)」とあるものになります。

計画図をご覧ください。まず、地区の現況についてです。提案区域は、郵政大学の東側に位置しております。提案区域は、西二丁目26番30番31番の一部で、緑色の第一種低層地区とピンク色の第二種中高層地区で示した2地区、合計しまして1万375.5平方メートルでございます。郵政大学との区間の間には、国立都市計画道路3・4・13号線の計画幅員16メートルの都市計画道路が通っております。

次に、国立市都市計画マスタープランでの当地区の位置づけについてご説明いたします。西地域は全域が文京地区に指定されており、「文京都市くにたち」の象徴的な地域の1つとなっております。この地域には多くの教育施設が存在し、その周辺は閑静な住宅地として個性ある整然としたまち並みが形成されています。第一種低層地区の区域は、都市計画マスタープランでは、落ちつきのある低層住宅ゾーンに位置づけられ、戸建て住宅中心の良好な低層住宅地では、市民の協力を得て宅地内の緑を増進するとともに、安心でき落ちつきのある住環境の形成を目指すところとしております。また、第二種中高層地区の区域は、都市計画マスタープランでは沿道の中低層住宅ゾーンに位置づけられており、土地の有効活用を図るとともに、沿道建築物の不燃化を促進し、周辺環境や景観に配慮した良好な市街地形成を目指すところとしております。

次に、用途地域の指定状況についてでございます。第一種低層地区の区域は、第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%、容積率100%)に指定されており、絶対高さ制限10メートルに指定しております。第二種中高層地区の区域は、第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)と近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率300%)に指定しております。

次に、提案の要件についてご説明いたします。本提案は、提案区域の面積は、規定の0.5ヘクタール以上の約1ヘクタールであり、同意率は規定の3分の2以上に対し、地権者数では約79.89%、面積比では約67.30%でございましたので、提案の要件を満たしております。

次に、提案の理由ですが、素案の1ページをご覧ください。現在の住みよい中低層住宅地区の住環境を守り、住宅地景観を維持しながら、建物相互の調和を図り、地域環境に配慮したまちづくりを目指したいというものでございます。このような理由から、今回の地区計画の提案がされております。

制限内容ですが、素案の2ページをご覧ください。地区整備計画として3点の制限が挙げられております。①建築物等の高さの最高限度、②建築物等の形態または色彩その他意匠の制限、③壁面の位置の制限になります。

①の建物等の高さの最高限度についてですが、区域図で第二種中高層地区の区域は、建築基準法上の高さの最高限度を12メートルとし、建物の高さに参入しない高さについては1メートルとするものでございます。計画図で第一種低層地区の区域は、地区計画内では、建築基準法上の高さの最高限度を定めず、建物の高さに参入しない高さについて

は3メートルとするものでございます。両地区とも、地盤面より13メートルを超えて建築物、工作物も含めて設置することが不可とするものでございます。

次に、②の建築物等の形態または色彩その他意匠の制限についてですが、こちらは両地区とも、建築物の外壁等の色彩は周辺環境に配慮した色調にするものでございます。

最後に③の壁面の位置の制限についてです。1つ目は、10メートル以上の建築物は、サービスバルコニー、出窓、雨どい等附属物を含む壁面を隣地境界線より1メートル以上離す制限になります。2つ目は、11メートル以上の建築物は、サービスバルコニー、出窓、雨どい等附属物を含む壁面を隣地境界線より2メートル以上離す制限になります。以上が今回の都市計画提案の内容でございます。

次に、提案の受理後の市の対応についてでございます。今回、都市計画決定の必要性を判断する参考とするため、本年4月から9月の間に意向調査を実施いたしました。調査方法としましては、地権者の方に都市計画提案についてと地区計画の制度について4月18日に説明会を開催しまして、同時に地権者の方に意向確認のためのアンケート調査を行いました。その後、地区計画に反対の意向を示されている方に個別にヒアリングをし、さらに、アンケートに未回答の方、あるいは明確に意向を表明されていない方に対し再度個別訪問等を行い、提案内容の説明と提案内容についての賛否、ご意見などの意向把握を行いました。調査対象者は59名でございます。

その結果、地区計画に「賛成」が76.3%、「反対」が18.6%、「その他」が5.1%となりました。その他については、回答がいただけなかった方を分類しております。これを第一種低層地区と第二種中高層地区に分けて分析してみますと、第一種低層地区では、「賛成」87.5%、「反対」が8.3%、「その他」が4.2%、第二種中高層地区では、「賛成」68.6%、「反対」が25.7%、「その他」が5.7%でございました。制度等について理解が十分でなかった方などもいらっしゃいましたことから、提案時の同意率と差異が生じております。賛否の分布としましては、反対が提案区域内に点在しております。

それでは、本提案に対する国立市の判断とその理由についてご説明いたします。A4、1枚の「(仮称)国立都市計画西二丁目地区地区計画提案に対する本市の判断及びその理由について」の資料になります。

地区計画は土地利用制限を課すものであるため、その決定に当たっては地域の理解と合意を得ることが重要であります。このため、国立市では地権者の合意形成の確認が特に重要と考え、先ほどの説明のとおり意向調査を行ってまいりました。本件地区計画において定められている地区整備計画では、第二種中高層地区にのみ建築物の高さ制限と壁面後退の制限を規定しています。高さ制限と壁面後退制限がかかる第二種中高層地域において、地権者数4分の1以上が反対であること、その理由も土地利用の制限自体に反対であることからすると、地域の合意形成が十分に図られているとは言えない状況でございます。

都市計画法では、対象となる土地区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意があれば、計画提案を行うことはできると都市計画法21条の2第3項第2号では定められておりますが、地区計画がまちづくりを目的とするものであることからしますと、対象土地内の全ての土地所有者の合意を得ることが望ましいものであると考えます。少なくとも強い反対

者がいる中で、市の施策としてこれを定めることは妥当とは言い難い状況でございます。これらのことを総合的に勘案した結果、市といたしましては、地区計画の決定は必要がないと判断したところであります。以上が、本市の判断とその理由でございます。

最後に、市では、本日の都市計画審議会で意見をいただく前段としまして、10月9日付で提案者の方にこの国立市の判断と理由を郵送にてお知らせし、市の判断に対してご意見がある場合には、2週間の期間内ではありますが、意見書を提出していただくようお願いいたしました。また、10月17日には地区内地権者の皆様を対象として説明会を開催し、市の判断についてご説明させていただきました。意見書が提出された場合は本日の都市計画審議会の中で報告させていただくという目的でございましたが、結果、意見書は提出されておられません。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

林会長： それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら、お伺いいたします。

高田委員。

高田委員： いっぱいあるんですけども、一つ一つ言ってもいいですか。

林会長： はい、お願いします。

高田委員： まず、壁面の位置の制限が二中高のみとさっき説明で言われましたが、この計画書では、これは10メートル以上の建築物とか11メートルの建築物が一低層では該当しないという意味でそう言われましたか。そうですか。

林会長： 質問ですね。

高田委員： 質問から行きます。

林会長： 事務局。

関都市計画課長： 既に都市計画の用途地域の中で、一低層については高さが10メートルまでと規定されております。さらにそれよりも厳しくするという制限が地区計画で加わっていないという見方です。

高田委員： そういう意味ですね。わかりました。

あともう1つは、地区計画の法的な問題で、1つの地区計画の中で地区を分けて合意をとるという考え方が書かれているところが法令の中にどこかありますか。つまり、合意形成の分母が小さくなれば、当然その値も変わるじゃないですか。そういうことをやってもいいかというのがどこかに書いてありましたかね。

林会長： 事務局。

関都市計画課長： 都市計画法では、区域を分けて判断するという事は規定されておられません。

高田委員： では、あえてそれをされているというのは、ちょっと飛びますけれども、先ほど三鷹市が農業のことで国とかの法を犯してもやろうとしている意思がある場合に農地を活用されているというようなものに近い、つまり、国立市の意思としてそれを分母として捉えようとされましたか。つまり、地区を区切って合意形成の値をこういう判断根拠にするという意思をお持ちだったのでしょうか。

関都市計画課長： 地区内全域の合意形成というところでは、先ほど賛成・反対の比率はご説明させていただきました。ここで特に厳しい制限がかかっている地域というのが、第一棟低層住

居専用地域ではなく、第二種中高層地域を主眼として定められている地区計画でございますので、特にその地域の合意形成というところを分析させていただいたというところで、こういった中高層地域だけの合意率、合意形成状況を説明させていただいたところでございます。

高田委員： 意思はないと？ いや、ありますね。こういう行政が判断を下すときの手続として、アンケート調査と、それから、意見書の数、内容、それと、いかに丁寧に説明したかというのがあるんですけども、判断の後にも本当は地区計画はあって、動きとして協議を進めるというのも1つ大きな行政の役割として、これは意見ですけども、あると思います。今、国立市は、意見書はなかったと。なかったので、判断の基準から外れてしまったと。それで、アンケート調査を見ると、分母を切らなければ、当然地区計画に賛同者が多い。それと、説明の丁寧さも、先ほど説明されたように、わからない人にもきちっとやってきたからと言われたけれども、そこからぶっ飛んで、限られた人への分析を行っていらっしやるように感じるんです。

これは質問なんですけど、今、まちづくり条例をつくられていると思うんです。一番怖いのは、このように面積要件とか賛同率のとり方を市独自で、例えば地区計画が発意で出てきたものを、ここは反対者が多いからここでとろうとか、そういうものを条例に書かれるとすごいつらいです。というのは、住民発意でまちづくりをしていくメリットというのはきっと管理も市民がしていくからなんです。運営も市民がやっていくからです。そういうものをたたき潰すような、ここは反対が多いから、分析と言いつつその意見を尊重するような、そういう今の都市計画法の理念にないようなことをされるのが、これを見たときにすごい残念だったんです。

林会長： 事務局。

関都市計画課長： 東京都の地区計画のマニュアルという冊子がございますけど、その中では、法律上、同意率は特段の基準に基づくでもないとなっておりますけれども、地区住民の意向反映の機会が適切に求められていて、計画案への意向の反映が実質的に図られていることが地区計画を定める上で重要であると。住民意向が適切に反映された案であれば、地区計画の都市計画決定に当たり積極的な反対者はいないものと考えられるといったマニュアルから考えますと、やはり地区内全域の方の意向が整って初めて地区計画が成立するというように市では考えております。

林会長： 高原委員。

高原委員： 何点か質問をさせていただきたいと思います。さっきの説明の中で、10月17日に西二丁目地区計画の地域となる住民の皆さんに説明会をするということで、実際やられたわけですね。それで、実はその説明会の議事録が、聞いたところによると、機材に電源が入ってなくてテープが実は録られていなかった。実際にこういうことがあるわけですね。それが会議の最後の段階でわかったと。住民の皆さんは、市の説明ですから、そういう意味では大変大事な公式的な会議が、議事録が、手違いがあったんでしょうけれども、録られていなかったということを捉えて、正式な説明会にはなっていないんじゃないかと。つまり、もう一度きちっと、やっぱりそういうことがないように説明会を開くべきじゃないかということでその会議というか説明会は終わったようなことで聞いているんですけど

も、市としてはそういう状況をどんなふうに捉えているのかというのがまず第1点。

それから、実は3月の定例議会に陳情が出されましたよね。地区計画の速やかな実施を求めるというかそういう趣旨の陳情が出されまして、委員会ではいろいろ、採択というところには行かなかったんですけども、本会議で最終的に採択と。委員会審査の中で市長が、その陳情の議論を踏まえて、委員会議論の中で、今後は住民の考えと市の考えがようやく一致する方向で進んできているということを捉えて、今後住民と密に協議をして、できれば実施していきたいという趣旨の発言を答弁でされているんです。それに照らしてみると、10月17日まで地元のいわゆる提案者のほうに説明もなければ、いわゆる事前の協議というかそういうものもなかったというのは、これはかなりどうなんだろうというふうな疑問を抱かざるを得ないので、その辺についてまずご答弁願います。

林会長：事務局。

関都市計画課長：まず説明会での、説明会が有効ではないというご意見をいただいたというところでございますけれども、必ずしも音声録音だけが議事録ではないと思っていまして、筆記で報告書は報告としてまとめさせていただいております。また、そのときに市民からご要望がありましたその内容についても、その後すぐに市長までご報告させていただいております。その説明会の中でもご説明させていただいたところですけども、この表明させていただきました市の考えとその理由については、市長までの意思決定がされておりますというところを重ねて説明させていただいたところでございます。

また、3月議会の件でございますが、議事録のおっしゃられる部分をちょっと読み上げさせていただきたいと思います。陳情の中で市長は、「市の案と、行政が遵守すべき期間、法令内容をよくよく突き合わせさせていただきながら、お互いが連絡を密にさせていただき、齟齬が生じないように対応させていただきたいというふうに思います」と答弁しております。その後、担当部署としましては、提案者と週に1度は連絡をとりながら進捗状況等をご報告させていただくという約束をさせていただきました。途中2週間程度空いてしまったときがありましたので、それについてはおわびを申し上げさせていただきながら、その後は1週間に1度は進捗状況についてご報告は提案者の方にさせていただいておることでございますので、密な連絡はさせていただいておると市としては考えております。

林会長：高原委員。

高原委員：今の回答、答弁の中で、説明会は成立しているかないかということをお話したわけじゃないんですけども、だけど、市が、成立してますと言うのは、それは市の考えはそういうことだと思います。要するに、説明したんだからということではいけばね。ところが、受ける側の住民の皆さんは、そういう大事な説明会で議事録も録れてなかったということになれば、やっぱりもう一度きちっと開いて説明会をしてほしいというのは、これは当然の意見じゃないかと私は思うんです。

それと、今、3月議会の市長答弁を受けて連絡をとってきたという中に、地元の提案者の連絡の中に、例えばアンケートをとる場合の範囲とか、それから、アンケートが進行している途中経過とか、あるいは市の取り組みとしてどういうことを行っているかというようなことも含めて、そういうことがやっぱり提案者の方にもきちっと説明されていたのか

なという点では非常に疑問なんです。それはどのぐらいのサイクルで、しかもその中で住民の皆さんからは、そういう状況に対しての意見というのは市の取り組みとして十分出されているんじゃないかと思うんですが、それはどうなのでしょう。

林会長 : 事務局。

関都市計画課長 : その後の取り組みでございます。アンケートの仕方についても、事前に市として案をご提示させていただき、中身も了解していただきました。それをもちましてアンケートを実施させていただき、進捗状況につきましても、日付で申し上げますと、4月中に5日程度連絡調整させていただき、アンケートの進捗状況、市の取り組み状況の進捗状況は提案者の方には報告させていただいているということでございます。その後も、5月中にはやはり4日程度、6月にも4日程度、7月にも6回程度、提案者お一人ではないですけれども、地区内関係者の方も含めまして連絡調整、ご意見やご質問をいただいた場合の対応をとらせていただいております。

林会長 : 市長。

佐藤市長 : 今、高原委員のほうからいろいろとご質問とかご意見をいただいているわけですが、そもそもということが地区計画の場合にはあるわけです。私も3月定例会、今、担当課長が披瀝しましたように、法令遵守、そして、市の考え方、市民の皆さんのご要望、意向に乖離が生じないようにやはり話し合いを継続すべきだと。これは地区計画を進める上においての地区計画の僕は本質だと思います。他市においてもそうだと思います。

今、残念ながら、まだ全員が、あるいは大多数の皆さんが、大多数といった場合に、じゃ、何%とか何割とか数値をそこにセットしておくのかということよりも合意形成が、地区計画の場合ですから、いろいろな制限行為をかけるわけですから、そのことに関しての合意というのは非常に、大半が、ほんとオール・オア・ナッシングというふうな近くに数字があるべきだと私自身思います。

そのことを私の判断基準として、担当者からは、地権者の皆様方あるいは市民の皆様方と話をさせていただいた以後は、必ず翌日私あるいは副市長が同席をして報告を受けて、それに基づいて私自身の指示を発しております。したがって、皆様方のご意向、話されたことは、私に全てとは言いませんが、ほとんど耳に到達しているということはお判断いただけて結構で、それに基づいて私も指示しているところでもありますから、職員間のそごはあり得ないと思うし、市民との関係の乖離もそんなにはないと私自身は判断していると。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : 先ほど課長のほうから、国立市としての1つの考え方というか、1つの市民に示す市としての案を決めた。これはあれですかね、決裁行為としては市長決裁になる、A決裁になるんですか。それはいつかというのはわかりますか。

林会長 : 事務局。

関都市計画課長 : 今回の市の判断と理由については、10月1日起案の10月5日が決裁終了です。

高原委員 : 5日？

関都市計画課長 : はい。で、市長までの決裁でございます。

林会長 : 高原委員。

高原委員： そうすると、市の、法令、都市計画法に基づく都市計画審議会、ここでの意見、ここでの意見が、仮にやはり地区計画必要だよと、市の判断は1つの判断として決裁したけれども必要だよという意見が多数を占めた場合は、その決裁は変わるということですね。そういうことになりますね。

林会長： 市長。

佐藤市長： 今言ったのは、庁内合意を得るということで、私までのA決裁ということで行う。審議会での委員の皆様方のご意見を頂戴しながら、変えるということよりも、私自身変える意思がないという前提で判断はしておりますけれども、強い意見が審議会の中で、多数がおかしいということであれば、そのことを変えることには全く躊躇いたしません。変えるということはあるということで結構です。

高原委員： やはり市民の皆さんがせっかく国立のまちづくりを考えて、あの地域が、先ほども話ありましたように、西二丁目の地域は良好な住宅街としてきちっと景観や、あるいは住環境を守って住みよいまちづくりを進めるというのは、これは据えられている国立市としての都市計画マスタープランの基本だと思うんです。それに対してやっぱり市民のほうからそれを守って欲しいということで今回の地区計画の提案がされて、経過が現状になっているわけです。

やっぱり市のほうももっときちっと努力をして、例えばアンケートのとり方も、先ほど高田委員のほうからも指摘がされましたけれども、分けてとるということ自体は、市のほうは、第二種のほうが規制がかかって土地活用について制限されるわけですから、そういう人たちを対象にという考えは、それはそれで市の考えとしてあるんですけども、しかし、住民の皆さんにそういうことをきちっと協議の中でしっかりと協議をしてそういうアンケートのとり方というのもやったんですかね。その辺がどうも説明されていない。

林会長： 事務局。

関都市計画課長： アンケート調査につきましては、この二地域、一種低層の地域と二種中高層の地域と分けて実施しておりません。同じものを全地権者に配布して回収させていただいています。それぞれ変えたものではございません。

林会長： 高原委員。

高原委員： そういう意味で3月以降市がいろいろ取り組んできているんですけども、やっぱり地区計画づくりというのは結構、3月議会の陳情は陳情で早く取り組むべきだということの意見を私も述べた記憶があるので、市のほうとしてもそういう取り組みを進めながら、やっぱり住民との協議あるいは住民合意という、この大事なところですけども、その辺についてはもっと時間をかけてしっかりと住民合意がとれるような取り組みというのは市のほうで必要なんじゃないでしょうか。

林会長： 市長。

佐藤市長： 今お話あるいは脈絡を伺っていると、住民合意というのは、全てが1つにまとまればというふうな話に聞こえるんです。つまり、賛否があるという前提の話の中で、賛成と反対がこれは今の時点では並行で走っているということもひとつぜひご認識を賜りたい。それで、将来的にこのまちをどうしようかあしようかという話のときに、全会一致で合意できれば、これはベストですよ。グッド、ベター、ベストじゃありませんけれども、その

段階において、やっぱりこれで全て終わるわけではないわけですから、現時点における今の判断でいえば、これはせざるを得ないでしょうと。

先ほど担当課長も申し上げましたように、私どものほうとしては、皆様方からお話を伺ったりご意見を聞いたりしています。それで、私が聞いている範囲においては、その会議の中でややもするといろいろな話が出たと聞いています。やっぱり交渉過程の中では、補償金の金額の問題が出たりとか何かという話も出たと、それから、いつか話が中断してしまったとか、いろいろなお話も伺っています。そのことも含めてやっぱり我々は、今の私自身の判断として、今ここではピリオドを打って、もう十分にお話を伺ったということ判断せざるを得ない。だから、十分に話を聞けというのはそもそも論としてはわかるんです。でも、一定の事案について一定の結論を出すことも、これは行政として必要だろうという判断に立っています。

林会長： 高原委員。

高原委員： 市長の言われていること、私が言いたいのは、市長が何か100%合意がなければ合意だと言わないというふうに聞こえたと言うんだけど、私そういうつもりで言っているんじゃないんです。住民の皆さんが最初にアンケートをとって、陳情を提出されたじゃないですか。そのときのパーセントと、今回市が地権者の合意形成に向けてとられたアンケートの数字的な結果、その乖離があるじゃないですか。なぜそういうふうなことが、つまり、住民の提案者の側から見れば、どういう説明をされたんだろうというような疑問も実は湧いてきているんです。

アンケートというのは非常に微妙な、ニュアンスによって反対に回る人もいるし、賛成に回る人もいるという、こういう非常に微妙な、とり方によってはそういうふうな受けとめられるものもあるんです。だから、その辺は十分ですね。住民の皆さんがとったアンケートの数字から見れば、市のとったアンケートのピックアップされたほうだけ見ても、かなりパーセンテージが違ってきている。それを市長の判断の1つの基準として必要性がないんじゃないかという判断を下すということは、やっぱりそれはつくらなくてもいいんじゃないかという思いがどこかに強く働いているのかなというふうに逆に思わざるを得ないという気がするんですけれども、その辺どうですか。

林会長： 市長。

佐藤市長： これは例えばアンケートをとるときの背景があると思います。だから、市民の皆様方がアンケートのとられたときの背景、つまり、そこでは、今、高原委員が、行政がとったときの判断の裏にあるもの、背景にあるものと同じように、運動として立ち上がった、今回はビルというか建物に対してのその考え方というふうなことがあると思います。それから、それがしばらく時間が経過した後とったときに、今度は行政がアンケートをとったときに、各々のお一人お一人の地権者の方々が、自分の土地とか家とか、あるいは将来の土地とか家の経済的変動、つまり、価格変動も含めていろいろ考えたときに果たしてどうなのかということが、各々のAさん、Bさん、Cさん、Dさんおられると思いますから、その方々の判断基準が変わってくると思います。その判断基準に基づいてなされたアンケート結果というのは、私自身はそれはそれで大事にしていかなければいけないだろうと。だから、両者があってしかるべきだと思います。

私自身は、行政というのは、何をしたら得をするということは一切ないわけですから、市民利益というのは、市民の皆さんが公平公正に市民の利益を享受できればいいということにあるわけですから、行政が何か意図的に損する、得するということは一切ないわけでございます。その辺は、既にもうベテラン議員ですので釈迦に説法で恐縮でございますが、そういうことはないと思いますので、ぜひご理解賜りたい。

林会長： 高田委員。

高田委員： やっぱりどうしても判断基準というところで、2回目にとったアンケートでさえ3分の2行っていますね。76%から68%に落ちていますが、ここまでの数字を無視しちゃうというか、それこそ全員合意がないとだめだと考えておられるのは市のほうで、さっき東京都が、できるだけたくさんの合意を得るようにと読み上げられましたよね、課長さん。それを根拠に、とにかく全部の合意を得ない限りこの計画は潰さないといけないみたいはどうしても聞こえるんです。

全員合意を得なくても、4分の3で発進しなさいというのがこの地区計画の法令なんです。だって、全員の合意なんて得られるものじゃないです。それこそ資産が絡みますと、それぞれ皆さん財産の問題ですし、そういうものに全員が合意するなんていうことはあり得ないです。そこを3分の2でもいいから、みんなが考えたまちをつくる方向へ。その後が大事で、多分、今、国が動いていますけれども、協議をするというのがすごい大事。つまり、行政の役割の1つに、オール・オア・ナッシングでバツ、丸じゃなくて、その後調整して、その発意を育て上げるような。今までの地区計画の手順は、発意を生み出すこととかそういうのはすごい手厚いんですが、その後のことはあまりないんですね。例えば合意をきちんと得ていくために行政が入っていくとかそういうのはやられずに、説明会とかそういうのだけでは協議にならないので。

林会長： 市長。

佐藤市長： 今言われているようなことはないと思います。アンケートにしても、きちっと。

高田委員： 何が？

佐藤市長： つまり、市民の皆様方の意見を丁寧に吸い上げているということです。つまり、アンケートに。

高田委員： 私、吸い上げておられると思いますけれども、言いたかったのは、全員合意がだめだなと思って。でないと、これはやらないと考えておられるのはそちらではないですかと。

佐藤市長： いや、そんなことはありません。一言も申し上げておりませんから。

高田委員： でも、さっき東京都のを根拠にされましたね。

佐藤市長： そんなこと一言も言ってないでしょう。意味不明ですよ。

関都市計画課長： よろしいですか。

林会長： どうぞ。

関都市計画課長： 地区計画を定めていく上の基本的な考え方ということで東京都のマニュアルのご説明させていただきましたので、市長のおっしゃるとおりです。

高田委員： でも、そこを根拠にしています。

関都市計画課長： 全員が絶対ではないと考えています。

林会長： 五十嵐委員。

五十嵐委員： 大変難しい問題なんでしょうけれども、私は行政と議員さんの立場にお願いしたいと思うんですが、やはり手続論だとか何かであんまり議論しないでほしい。本当に住民の皆さんの意見をもっと引き出してもらってお話を聞くというようなもので、議員さんは議員さんの立場でいろいろとお話をするんでしょうけれども、私の個人的な考えとして、あまりにも話が長過ぎる。もっと要約して、手続論なら手続論とか何かを単刀直入に話してもらったほうが聞きやすいし、わかりやすい。こうやって見ていると、こちら側の人はほとんどしゃべってないのね。本質をね。

今、これ、話を伺っていると、僕も良質のまちづくりをつくりたいし、今こう見えてもそう思うんです。今、行政の受けとり方も、これがもうだめだということじゃないと思うんです。現実、もしそれを多くの市民がよしとするのであれば、こういう部分が一つ一つ運動が重なって行って全体的な輪になっていくんだろうと思うんです。私はそういうことを期待していきたいですね。ですから、あまりね。

そういう大変難しい問題、商工会の会長として難しい問題ですが、過去に私たちも、これ、関口さんが市長のときでしたけれども、富士見通りのサクラヤマさんのときですね、14階建てのマンションありましたよ。積極的に商工会も、観光協会が先頭になって阻止しましたよ。そのときの市長さん、僕、どうだったかという、全く先方に行かなかった。行けと言っても行かなかった。そういうときもあるのよ。

それをあえてこういうところで申し上げたいんですけれども、本当に良質なまちづくりをつくりたいというのは商業者であれ誰でも同じなんです。ですから、まだまだこれからも、こういう議論が1つあったということは事実ですから、僕はやっぱり政治家の先生たちも、あんまり手続論だとかそのときのどうだという小さな、まあ、小さいと言ったら怒られちゃうんだけど、ちょっとした現象だけで申し上げないで、総体的に見る。ミクロとマクロの使い分けをよろしくお願ひしたいと思います。終わり。

林会長： 遠藤委員。

遠藤委員： 済みません、僕もお話を聞かせてもらって非常に難しい問題だということがよくわかりました。ただ、例えば僕がこのピンク色の地域に家を買って、そして、いろいろな大規模開発があると。そのときに自分自身がどっちでもいいなと思ったときに、やっぱり自分の土地がこの用途でこの建ぺい率、容積率で買って、そういった価値を生むものなんだなと思いながら買って、それが他の方たちの意見によって自分が買ったものが変えられるというのはやはり納得ができないというか。なので、これは反対意見が32%ということをやっぱり重んじなければいけないんじゃないかなと。個人の資産の権利というものをしっかりと守らなければいけないんじゃないかなというのは、私、今、議員ですけれども、一市民として私が例えば逆の立場になったときにはやっぱり考えざるを得ないなと。

ちょっと済みませんが、マンションには反対ですけれども、でも、自分の権利は欲しいですよという方はいて当然なんじゃないかなというのはあると思うんです。自分の権利が侵されるのであれば仕方ないのではないかなと思われたのが、アンケート結果が変化したことなんじゃないかなというふうに考えられるんじゃないかなと推測します。ですので、私も、市も、この意見に賛成される方にはいろいろなご意見があつて、しっかりしてないというご意見もあるかもしれませんが、私が見た限りでは、私、この地域に正直、

利害関係がほぼないので、公平な目で見ると、市も一生懸命細かくやって、そして、このアンケートを積み上げて、今、提出されているんだなというのを感じます。以上です。

林会長： 石井伸之委員。

石井（伸）委員： では、端的に質疑させていただきます。色々な地域計画を国立市でも定めていたかと思うんですけども、過去こういった住民の方々のアンケートをとった際、地域計画変更という形で市として考えた際に、その際には例えばどれぐらいの住民の合意があったのか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

林会長： 事務局。

関都市計画課長： 現在8地区に地区計画ございますが、変更という手続は踏んでいないと私、記憶しております。当初決めるに当たっては、全ての地権者の方々が参画のもと、全ての方にご理解が得られるような内容でまとめ上げていくという作業を二、三年とかかけてつくってきているのが今までの地区計画でございます。1カ所を除いてです。そういったものが地区計画を定める進め方だと考えておりますので、その中で積極的な反対者がいないような内容にまとめ上げていくということが重要かと考えております。

林会長： 石井委員。

石井（伸）委員： つまり、積極的な反対者が出ないような形で地域計画をまとめてきたという過去の経緯があるわけですね。やっぱり住民の方々の気持ちは本当によくわかります。いろいろな意見がある、財産権の問題とか、さまざまな声があるということはわかりますけれども、やはりほとんどの方が賛成という形で地域計画を定めるというのが、できればそういった方向にあればなと思うんですが、まだこういった状況であると少々厳しいんじゃないかなというところが1つ感じる次第です。

そういった中では、佐藤市長もしっかり住民の中に入って色々検討していくというようなこともあります。まだ現状の段階では、やはり私としても、こうやって地域計画をこの地域に定めるという状況までは住民合意の中ではまだ至ってはいないのではないかとということで、私としては現在の市の判断を支持いたします。以上です。

林会長： ほかに。

高橋委員。

高橋委員： 私も一言言わせていただきたいんですが、今回の都市計画提案というのは、身近なまちについては、居住者の方々が自ら考えて、こういうようなまちにしたいという願望を地区計画で使うということですね。この都市計画提案の制度そのものは、まさにこれまでは何でもかんでも行政に委ねるまちづくりだったわけです。それは、これからやっぱり身近なまちは特に地域の住民の方々が自ら考えるという。行政は市域全体を考え、身近なまちは居住者が考えると。それを両方が整合しないとまずいというところで、当然のことながら、地区計画については、行政と地域住民の協議の場とかその仕組みをそれぞれにつくらなきゃならないですね。だから、国で定めたり都で定めているものに加えて、国立は国立市ならではの地区計画制度とかその仕組みをどうやってつくるかという今、過渡期であるので、国立のは今回、提案。

1号ですね。そういう意味で、各市みんなそれぞれの流儀というのはあると思うので、それをしっかり考えなければならぬ時期に当然のことながら来ているわけです。そうい

う意味で、今、市のほうで制定されようとされているまちづくり条例とかそういう関係もあると思いますので、ぜひその仕組みを、合意形成のとり方が今話題になっていますけれども、それは当然のことです。それをどういうふうな数値で決めるかということも重要なので、ぜひそれを早急につくっていただきたいということを意見として申し添えます。よろしく。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : 質問になるのかしら。今、石井伸之委員が質問された、これまでの国立市が取り組んだ地区計画の設定においては、その関係の地権者の皆さんが積極的な反対が出ない形でやってきたというお話でした。そうなりますと、今回のこの案件におきましては、そういう積極的な反対がない形での地区計画の提案ではないというふうに見て取れるわけですが、この間行政の取り組みとして、過去の取り組みと今回、これ、何がどう違ってこういう結果になっているのか、あるいはどういうところがこういう結果を、反対の方がいるという結果を生じてしまったのかというところの行政としての認識はどういうところにあるのか伺います。

林会長 : 事務局。

関都市計画課長 : これまでの市内にあります地区計画につきましては、当初はわかりませんが、2件目、3件目から、やはりある程度の制限の内容も統一性を図りながら、市から制限内容の提案をさせていただき、また、地権者の方の意見をいただきながら修正を加えていきながらまとめ上げてきているというところがございます。

今回の西二丁目地区につきましては、まず提案制度という制度を利用して市民の方から内容についてのご提案をいただきました。この内容について受理したすぐ後、内容の修正の申し出を市から提案者の方にさせていただきまして、市としてはこの部分をこう修正していきたいという考えがありますけれどもいかがですかとお話し合いをさせていただきまして、提案制度の内容をそのまま進めてほしいというご希望がありまして、それを1つの約束事としまして、内容をいじらずずっと合意形成の状況を把握させていただいているという状況があります。その部分が大きく違っている点ということであろうかと考えています。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : 取り組み方の違いについて今お話し、説明がありました。そうしますと、きょう現在において積極的な反対の方がいらっしゃるという案になっておるわけですが、これをここで一旦、先ほど市長がピリオドというお言葉を使われましたけれども、そういった形で区切りをつけて、また今後、さらにどういう提案にしていけばこの地域において合意ができるまちづくりをつくれるのかというところをしっかりと行政は捉えて研究していただきたいと思います。この地域の皆さんが国立に住んで本当によかったなというふうに思っただけ、そういうまちづくりというのが本当にしっかりと合意形成ができて、お互いに、反対であるとか賛成であるとかいう形で反目をし合いながら暮らしていくのではなくて、みんなが喜んでこの地域に住んでいける、そういう地域づくりを行政は先頭切って頑張りたいと思うわけでありまして。以上です。

林会長 : 石井めぐみ委員。

石井（め）委員：　そうですね、私も同様に感じます。当然、反対されている方々は、自分の土地に制限が入ることで財産としての価値が失われるんじゃないかという恐れを持っていらっしゃると思います。でも、実は、例えばですけれども、すばらしい地区にしていくことで、その財産の資産価値は上がっていくこともあるんですよというようなこともお伝えをして、反対者の方々の気持ちを懐柔していくというやり方もあると思います。そういう意味では、何が本当の理由で反対なのかということをよく精査して、そこからどういう形でもって合意形成ができるかということを積極的にやっていっていただきたいと思います。

林会長　：　中館委員。

中館委員：　質問なんですけれども、これ、提案の内容を見ますと、この地区計画の目的というのが、現在の環境を守るためと書かれております。今このタイミングで住民の方からこういった提案が出た何かきっかけとか、そもそも住民の方は何を目的としてこの提案を上げられたのかというのがいただいた資料には明記されていないので、そういったことももし市として把握されている、そういう背景事情があるのであれば教えていただきたいのと、あと、こういった配付資料のほうにもきちんと記載していただいたほうが議論がしやすくなるんじゃないかなと思いました。もし把握されていることがあったら、今さらですけれども、共有していただきたいと思います。

林会長　：　事務局。

関都市計画課長：　時期を同じくしてということになりますけれども、平成26年3月にこの地域内に集合住宅の計画が持ち上がりました。その後、市の手続としまして、平成26年3月以降、景観形成条例に基づきます審議、あるいは開発行為等指導要綱という市の手続に基づきます審査を経まして、市としましては手続を履行していただいている建物でございます。その中で、景観審議会においては基準上適合していないという判断を出ささせていただき、建て主のほうに指導させていただきました。そうしたところ、当初計画は地上7階建てであったものを地上6階建てに1階層下げ、その他、隣地境界線からの離れなども拡大をさせていただき、一定程度の配慮がされたということが景観形成条例上の配慮基準に適合していると判断し、手続を完了したということが時期を同じくしてございました。こういった中、平成26年から地域の方々が地区計画の検討に入り、27年2月に提案制度で地区計画の提案がされたということでございます。

中館委員：　わかりました。ありがとうございます。

林会長　：　ほかにいかがでしょう。

高原委員。

高原委員：　先ほど幾つか質疑をさせていただいて、市の取り組みの結論として、この数字を挙げて、地区計画の必要がないという1つの判断をしたという。それで、住民の皆さんにも説明をするというような経過ですけれども、私はやっぱり住民合意を得る努力をもっとね。どういう形、アンケートだけでいいのか、その他のことも含めて、先ほど他の委員の方からも出されましたけれども、やっぱりそういうことも含めて、地域のまちづくりについて市民が本当に考えて、低層住宅の地域に7階建てのマンション、あるいは計画変更で6階建てになりましたけれども、そういうマンションが突然出てくるというような、こういうまちづくりはやっぱり改めて、地域住民の住環境を守るという意味では、当然市民のほうから

出された提案でありますから、市の努力もですね。

先ほど市長は、1つのけじめをつけてというような、それで、次の段階でというような意見も述べておりましたけれども、やはり本当に住民が良好な住宅環境のもとで過ごすということは、これは国立市にとっても大変いいことですし、それから、先ほどどなたかおっしゃられたように、環境がいいということは土地の価値が上がるという。単純に土地活用で高い建物だけが活用を規制されるという、こういうことじゃなくて、国立のまち並みということで考えてみたら、それ自体が大変大事な価値を持っておりますので、そういう意味を十分に尊重して、やっぱり市はさらに地区計画の制定に向けて努力をすべきだと思いますので、意見を述べておきます。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。

大体このあたりでよろしいでしょうか。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : 今回の議題で、この議題が意見聴取となっておりますよね。これは都市計画審議会としての結論づけた意見を市が斟酌するというんじゃなくて、それぞれの委員の意見をそれぞれが発言したということで、都市計画審議会としてのこの議案に対する意見というのはどんなふうにまとめられるのでしょうか。まとめる必要がないのでしょうか。それ、私、ずっと疑問なんですよね。

林会長 : それは各委員の意見をそのまま国立市に報告することで、市のほうがそれを整理して使うということになります。ここで採決は。

高原委員 : 意見の聴取の仕方がどうも納得いかないんです。

林会長 : 事務局、そういうことでちょっと補足をお願いします。

関都市計画課長 : 済みません、机上配付させていただいています都市計画法の両面プリント1枚でございますが、裏面の第21条の5の2項に記載されているとおりで法律上はございまして、市が通知をするときには、最下段になりますが、「都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない」と。この「意見を聴かなければならない」というところを運用しているところでございます。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : すみません、「意見を聴かなければならない」という審議会としての行為は、審議会としてまとめた意見を市にきちっと報告するということじゃないんですかね。

林会長 : 市長。

佐藤市長 : 今、担当課長が申し述べたのは都市計画法の中の一文でしかないわけで、今、高原委員が質問されている内容の答弁をさせていただくと、私自身がここでの話し合い、皆さん方の話あるいはご意見の趣旨をよくよく斟酌して、自分自身はその判断基準の大きなポイントにさせていただくということでございますので、そのご理解を賜ればありがたいと思います。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : そうしますと、今回の都市計画審議会の各委員の意見を聞いて市長が斟酌すると。それで、結論を出す際の判断の1つにしていくということなので、最終的な国立市としての判断というのはいつぐらいに出そうというような流れになるのでしょうか。

林会長：事務局。

関都市計画課長：この後改めて決裁を起こしまして、意見を、市の考え、判断を取りまとめていきたいと考えております。

佐藤市長：期日については、今の決裁、事務的な手続があって、そして、私のほうでは協議決定をさせていただきますので、来週中にはその結論を出していきたいと思っております。

林会長：ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

今やりとりがあったところでございますが、本件は、都市計画提案に係る国立市の判断について当審議会の意見が求められているものでありまして、審議会としての議決が求められているわけではございません。ということで、繰り返しになりますが、ただいまの各委員の意見を国立市に報告し、まあ、市長がここにいらっしゃいましたので聞いていただきましたので、今、庁議の中でということがありましたので、そのように市のほうで進めていただきたいと思います。

それでは、この議題は終わります、議題としては2つの議題が終わったところでありますが、そのほか何かございますか。

事務局。

関都市計画課長：報告事項でございます。「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」について説明させていただきたいと思っております。それでは、国立市都市計画審議会参考資料①をご覧ください。

「はじめに」からでございますが、現行の「第三次事業化計画」が平成27年度で終了することから、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の策定に向けて、都及び関係区市町で連携・協働して策定していくこととしております。

1「策定のねらい」では、本整備方針では、渋滞の解消や首都直下地震への備え、効率的な物流実現、拠点間相互や都市間の連携の強化、主要駅周辺の交通円滑化など、さまざまな課題に対応した道路整備の方向性を示すとしております。2の「策定対象」としましては、東京都における東京都における都市計画道路としております。3の「第四次事業化計画の計画期間」は、平成28年度から37年度までの10年間でございます。検討体制につきましては標記の4つの会議体制で検討しておりますが、全て非公開の中での検討でございます。

5の「策定スケジュール等」になります。平成25年9月に都、区市町検討会を設置しまして、同年10月に策定検討会議、専門アドバイザー委員会を設置しました。平成27年9月現在では、都区市長の策定検討会議4回を実施、また、専門アドバイザー委員会を6回実施しております。平成27年5月には「中間のまとめ」が公表され、パブリックコメントを実施いたしました。そうしたところ、155通の意見が寄せられております。この内容については、10月30日から抜粋を東京都のホームページで公表しているところでございます。今後の予定でございます。平成27年12月には、「東京における都市計画道路の整備方針（案）」の策定予定でございます。また、平成27年度末には、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定予定でございます。

次に、国立市都市計画審議会参考資料②の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ〈概要版〉」をご覧ください。「中間のまとめの概要」と

記載されております本編につきましては、委員様に別途冊子を配付させていただきましたが、本日はこの概要版にて説明をさせていただきます。

概要版の表紙についてですが、表題の「中間のまとめ」に至る経緯などを示しております。

1枚おめくりいただきたいと思います。第1章の「東京の新しい道路づくりに向けて」では、1としまして道路整備を取り巻く社会状況と都市計画道路の現状と課題、下の2では道路整備の基本理念と基本目標という項目を示しております。

次に、右ページをご覧ください。第2章の「東京の今後の道路整備に向けた考え方」では、整備方針策定の流れとして示しておりますが、1章で示した現状と課題と将来像を踏まえ、都内における未着手の都市計画道路を対象に、将来都市計画道路ネットワークの検証（必要性の検証）を実施し、検証により必要性が確認された都市計画道路を対象として、都と区市町の適切な役割分担のもと、今後10年間で優先的に整備すべき路線の選定を行っていきます。

中段にあります整備方針策定の流れについて説明させていただきます。二重枠線のところは、将来都市計画道路ネットワークの検証として、その下の15項目の検証項目に該当するかどうかで都市計画道路の必要性を確認します。そこで、必要性が確認された路線と必要性が確認されなかった路線に矢印のように振り分けられます。必要性が確認された路線のうち今後10年間で優先的に整備すべき路線として、下の二重枠線になりますが、6つの整備の方向性に照らし選定をしていきます。そして、最下段に優先整備路線と優先整備路線以外、計画廃止を含めた検討路線と分類していくこととしております。

次に、1枚おめくりください。今後の予定は、先ほどの資料①の説明にかえさせていただきますが、12月に東京における都市計画道路の整備方針（案）が公表されましたら、都市計画審議会の委員の皆様にも情報提供させていただきたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

林会長：この件につきまして、質疑等がありましたら挙手を願います。

よろしいでしょうか。なければ、この件については以上とします。

ほかにございませんか。よろしいですかね。

それでは、以上で議事日程のとおり全て終了いたしましたので、これもちまして、第33回国立市都市計画審議会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

— 了 —